

南部広域行政組合

令和 7 年

第 1 回議会（定例会）

会議録

期	日	令和 7 年 2 月 1 4 日（金）
会	期	1 日間
場	所	南部総合福祉センター 1 階 ホール

令和7年 第1回 南部広域行政組合議会(定例会)

招 集 年 月 日	令和7年2月14日（金）		
招 集 の 場 所	南部総合福祉センター 1階 ホール		
開会の日時・宣告	令和7年2月14日（金）10時00分	議 長	銘苅 哲次
閉会の日時・宣告	令和7年2月14日（金）12時43分	議 長	銘苅 哲次
会 期	1日間		
会議録署名議員	12番 喜納昌盛 13番 伊計裕子		
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		
出 席 議 員[18名]			
2番 長 嶺 安 浩	3番 瀬 長 宏	4番 新 垣 繁 人	
5番 島 袋 裕 介	6番 銘 苅 哲 次	7番 米 増 雄 二	
8番 新 垣 正 春	9番 新 垣 真 一	10番 上 原 晃	
11番 大 城 勇 太	12番 喜 納 昌 盛	13番 伊 計 裕 子	
14番 當 山 清 彦	15番 宮 平 喜 文	17番 渡 口 良 徳	
18番 金 城 盛 男	19番 新 垣 博 正	20番 上 間 堅 治	
欠 席 議 員[2名]			
1番 金 城 敦	16番 上 江 洲 智 章		
地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席した者の職・氏名			
理 事 長 古 謝 景 春	副 理 事 長 當 銘 真 栄	事 務 局 長 仲 間 智 紀	
総務課長 久 志 桂 子	会 計 管 理 者 宮 里 紀 子	島 尻 環 境 衛 生 課 長 喜 友 名 等	
東部環境衛生課長 安 里 勉	島尻環境衛生課長 島 袋 盛 一	新垣建設準備室長 知 念 正 樹	
研 究 所 長 神 里 一 吉	研究所主任指導主事 末 吉 松 祥		
職務のため議場に出席した者の職・氏名			
係 長 玉 城 良 朗	係 長 新 垣 美 智 子	主 査 平 田 佐 智 子	
指導主事 勢理客美和子	主 査 上 原 敏 一	主 事 植 木 萌 瑛	
係 長 平 良 章 智	主 査 摩 文 仁 祐 樹	係 長 崎 原 喬	
主 査 新 垣 仁 士	係 長 比 嘉 敏 之	主 査 桑 江 陽 大	
主 幹 國 場 篤 志	係 長 屋 嘉 一 輝	主 任 親 川 博 二	

議 事 日 程

1. 開会宣告

2. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 令和 7 年度 組合運営方針について
- 日程第 4 報告第 1 号 令和 7 年度 南部広域行政組合事業計画について
- 日程第 4 議案第 1 号 南部広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 2 号 南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3 号 南部広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 号 令和 6 年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 5 号 令和 6 年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 6 号 令和 6 年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 7 号 令和 6 年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 8 号 令和 7 年度南部広域行政組合一般会計予算
- 日程第 12 議案第 9 号 令和 7 年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 10 号 令和 7 年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算
- 日程第 14 議案第 11 号 令和 7 年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 12 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 16 議案第 13 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 17 同意第 1 号 南部広域行政組合教育委員会教育長の任命について
- 日程第 18 同意第 2 号 南部広域行政組合教育委員会教育委員の任命について

3. 閉会宣告

令和 7 年第 1 回南部広域行政組合議会（定例会）

会 議 録

（開会：10 時 00 分）

◎開会の宣告

○議長（銘苅哲次）

ただいまの出席議員は 18 名で会議は成立いたします。

これより令和 7 年第 1 回南部広域行政組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（銘苅哲次）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により、議長において、12 番喜納昌盛議員、13 番伊計裕子議員を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（銘苅哲次）

日程第 2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

◎日程第 3 令和 7 年度組合運営方針

○議長（銘苅哲次）

日程第 3、令和 7 年度組合運営方針について。

理事長、お願いします。

○理事長（古謝景春）

議員の皆様、おはようございます。

組合運営方針の前に御挨拶を申し上げます。

先ほど、全員協議会で事務局長から報告があったと思いますが、令和 5 年 5 月に具志頭地区での建設断念を決定以来、新たな候補地の選定に取り組み、1 月 21 日の理事協議会において、ごみ処理事業は西原町小那覇区、最終処分場におきましては八重瀬町新城区と具志頭区に全会一致で決定をいたしました。

御承知のように、ごみ処理施設や最終処分場につきましては、住民が生活をしていく上で重要な施設であります。西原町及び八重瀬町の地域住民、地権者の皆様方には、本事業に対し、御理解と御協力を賜り、建設受入れを決断されたことに対し、深く感謝を申し上げます。

ごみ処理施設事業は令和 19 年供用、最終処分場につきましては令和 15 年度中の供用を予定しております。今後は、西原町及び八重瀬町の地域住民、地権者の皆様の御協力の下、本事業が円滑に推進できるように、構成 3 市 3 町一丸となって安全・安心な施設建設に取り組んでまいります。

議員の皆様方にも御理解、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、令和 7 年南部広域行政組合議会 2 月定例会の開会に当たり、議案の説明に先立ちまして、組合運営に関する所信を申し上げ、組合議員並びに構成市町村の皆様には御理解と御協力を賜りたいと存じます。

1. ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務について。

ごみ処理施設の設置につきましては、新炉建設準備室において、既存 3 施設を一元化した新たな施設建設に取り組んでおります。

本年度は、環境省循環型社会形成推進交付金を活用し、環境影響評価（配慮書）、基本計画等を

策定していきます。また、各種会議を開催し、構成6市町との連携を図り、施設の早期整備に向け、取り組んでまいります。

糸豊環境美化センターにおいては、環境省循環型社会形成推進交付金を活用し、計画的な電気設備小型発電機の導入や計装装置・排ガス処理設備・通風設備の更新工事を実施していきます。

また、ごみ処理手数料について、令和9年度改定に向け、一般廃棄物処理手数料検討委員会を開催いたします。

東部環境美化センターにおきましては、引き続き環境省循環型社会形成推進交付金を活用し、施設整備工事を行い、ごみ処理の適正化及び良好な施設の管理運営に努めます。

島尻環境美化センターにおいては、資源化及びごみ処理の適正化に努め、良好な施設の管理運営を行います。

2. し尿処理施設・汚泥再生処理センターの設置及び管理運営に関する事務について。

糸豊環境衛生課が管理運営するし尿処理施設岡波苑、東部環境衛生課が管理運営する汚泥再生処理センター、島尻環境衛生課が管理運営するし尿処理施設清澄苑につきましては、適切な施設運営を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めます。

し尿処理施設岡波苑・清澄苑においては、沖縄県広域化共同化計画に基づき、新たな施設の処理方法の決定と施設建設に向けた協議を進めてまいります。

また、し尿処理手数料について、令和9年度改定に向け、一般廃棄物処理手数料検討委員会を開催いたします。

3. 一般廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関する事務について。

美らグリーン南城が令和4年度に完了し、令和15年までの埋立計画となっております。次期最終処分場の建設においては、令和7年度に地域との基本合意書を締結し、委託設計等に取り組んでまいります。

管理運営については、管理コストの縮減に努め、良好な施設運営を図り、最終処分場の早期の安定化に向けた取組を行ってまいります。

4. 教育研究所の設置及び管理運営に関する事務について。

教育に関する調査・研究及び教育関係職員の研修を行い、資料提供並びに教育相談等の事業を通して島尻地区における教育研究の中核的存在とし、域内の教育を担う人材の育成を目指します。

調査・研究については、教育先進地域視察研修等の実施、県内大学との連携の下、研究の成果等について、関係教育機関並びに教職員への啓発を行います。また、新たに島尻教育DX推進事業を実施し、令和の日本型学校教育の実現に向けて教職員のICT活用指導力の向上を図り、多様な子供たちに対して、ICTを最大限に活用した主体的・対話的で深い学びの授業改善・学校改善を推進いたします。

研修については、幼児教育、保・幼・こ・小連携、SDGs、ICT利活用等、学校課題や教職員のニーズに応じた実践研究に対応します。

不登校の課題に対しましては、こどもサポートルームしののめの運営充実に努め、学校や保護者、専門機関等との連携を深め、児童生徒に適切な学習や体験活動等の多様な学びを通して自立心や社会性を育み、社会的自立に向けて支援します。

5. 視聴覚教育システムの整備及び管理運営に関する事務について。

視聴覚ライブラリー事業は、視聴覚機材・教材の利用促進のため、構成市町村・教育委員会と連携を図り、同機材・教材の整備及び集中管理を引き続き進めます。

また、プラネタリウム出張上映会及び離島親子映写会を引き続き実施し、視聴覚教育や社会教育団体の振興を図ってまいります。

6. 会計管理事業及び監査事業に関する事務について。

会計管理事業につきましては、収入・支出事務を迅速に行い、適正な予算編成及び執行管理に努め、監査基準に基づき、適正に実施してまいります。

以上、組合運営に当たっての基本的な考え方を申し上げましたが、職員の英知を結集し、総力を挙げて業務に取り組んでまいります。

なお、今議会に報告1件、条例の一部改正3件、予算8件、工事請負契約について2件、同意2件の議案を提出しております。各議案につきましては、各担当課長より説明をさせていただきますので、慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。令和7年度組合運営方針といたします。

令和7年2月14日、南部広域行政組合理事長古謝景春。
よろしくお願いします。

◎日程第4、報告第1号 令和7年度南部広域行政組合事業計画について

○議長（銘苅哲次）

日程第4、報告第1号 令和7年度南部広域行政組合事業計画について議題といたします。
事務局より内容の説明をお願いします。
総務課長。

○総務課長（久志桂子）

それでは、報告第1号 令和7年度南部広域行政組合事業計画について。
令和7年度南部広域行政組合事業計画を別冊のとおり報告します。
令和7年2月14日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。
それでは、各課の事業計画につきましては、先ほどの組合運営方針と同じ内容になりますので、
抜粋して報告いたします。

それでは、事業計画書の1ページを御覧ください。

1. 議会。

定例会を年2回、10月と2月、臨時会は随時開催してまいります。総務課兼務です。

2. 総務課。

組合全般の運営を担っております。また、理事会、幹事会を開催してまいります。広報誌は年
2回、6月と12月、ホームページに掲載してまいります。

3. 会計課。

予算に関する業務、会計管理業務、監査業務を担っております。また、11月に共同処理事務市
町村担当課長及び財政課長会議を開催してまいります。

4. 新炉建設準備室。

既存3施設を一元化した新たなごみ処理施設の設置に関する事務に取り組んでおります。当年度は、
環境省の交付金を活用し、基本計画等策定業務、環境影響評価（配慮書）策定業務を実施
してまいります。また、環境衛生審議会の開催をはじめ、構成6市町村との協議を進めてまいり
ます。

5. 教育委員会。

定例会を年2回、9月と1月、臨時会は随時開催してまいります。また、教育事務点検評価を
外部教育関係者に依頼し、実施してまいります。総務課兼務です。

6. 島尻教育研究所。

研修事業では、次代の教育を担う人材育成のため、長期・短期研修事業、教育講演会、教育関
係団体等支援事業及び自主参加講座を実施してまいります。

調査研究事業では、教員の働き方改革等に伴う教育先進地域等視察研修の実施、また、新たに
島尻教育DX推進事業を実施してまいります。

次に、3ページを御覧ください。

7. こどもサポートルーム「しののめ」。

学習活動、体験活動、教育相談活動、基本的な生活習慣の確立に向けた活動の中で、多様な学
びを通じた社会的自立への支援を行ってまいります。

また、保護者、学校（原籍校）及び関係機関との連携を深めるとともに、県教育支援センター
主催事業の渡嘉敷でのいきいき自然体験キャンプ、スポーツ交流会等へ参加し、児童生徒の居場
所づくりに努めてまいります。

8. 視聴覚ライブラリー。

視聴覚機材・教材の整備及び集中管理を行い、同機材・教材の利用促進を促すために、管内利
用団体への搬送収受を行ってまいります。また、市町村教育委員会との連携の下、離島親子映写
会、離島5村ですね、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村。そして、プラネタリウ
ム出張上映会、これは本島の市町村になりますが、糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原
町、南風原町で実施してまいります。

次に、4ページを御覧ください。

9. 糸豊環境衛生課。

糸豊環境美化センター、岡波苑については、適切な施設運営に努めてまいります。今年度も環境省の交付金を活用し、ごみ処理施設整備事業を行い、施設の延命化を図ってまいります。そして、新たにごみ処理手数料に係る一般廃棄物処理手数料検討委員会を開催します。

また、岡波苑及び島尻環境衛生課の清澄苑では、し尿処理広域化・共同化の施設設置検討に係る事務を行います。そして、新たにし尿処理手数料改定に係る一般廃棄物処理手数料検討委員会を開催します。

10. 東部環境衛生課。

東部環境美化センター、汚泥再生処理センターについては、適切な施設運営に努めてまいります。今年度も環境省交付金を活用し、ごみ処理施設整備事業を行い、施設の延命化を図ってまいります。

次に、5ページを御覧ください。

11. 島尻環境衛生課。

島尻環境美化センター、清澄苑、美らグリーン南城については、適切な施設運営に努めてまいります。また、清澄苑及び糸豊環境衛生課の岡波苑では、し尿処理広域化・共同化の施設設置検討に係る事務を行います。

新たな最終処分場事業については、環境衛生審議会の開催をはじめ、構成6市町との協議を進めてまいります。

以上で事業計画の報告を終わります。

○議長（銘苅哲次）

これで報告第1号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

5ページの最終処分場の次期整備について。

これ、運営方針でも述べてましたが、令和7年度で地域との基本合意書を締結するということです。ですので、今回は、今の最終処分場は15年使用という期限が設けられてるんですが、次の最終処分場の処理方法としては、セメントで固める方法に、今、行こうとしています。そうなれば、今の処分場の臭い、あるいは灰が飛ばないように水をまくという、こういう作業は必要なくなる施設を今、整備しようとしています。今、国のほうも新炉建設や最終処分場の補助をなかなか出さない。そういう県単位でも枠配分があたりするので、15年という使用期限をどうするのか。そういう、これから地域と合意形成を図っていくという作業に入ってきますので、言わば、臭いも出ないし、灰の飛散も心配ないような施設整備であれば、一定の期間、利用できるようにすべきだと思うんですが、そこはどんなふうに理事会では考えていらっしゃるんですか。

○議長（銘苅哲次）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

お答えいたします。

ただいまの御質問ですけれども、今現在、埋立期間、供用期間については15年間ということで、この考えの下、進めさせていただいておりますけれども、現在ございます南城市の美らグリーン南城でありますけれども、この建設の際にも、最終処分場の輪番制を決めた協定の中で埋立期間は15年と定めておりまして、これを受けまして、八重瀬町や新城区、具志頭区の住民への説明会、役員会、八重瀬町全体への説明会でも、埋立期間については15年間であるということで説明させていただいているところであります。

こういったごみ問題につきましては、どこかの地域で負担しないといけないという認識の下、住民合意をこれまで得てきたところであります。迷惑施設とも言われております施設の性質上、お互いの痛みを分かち合う観点から、苦渋の選択により賛同をいただいた住民もいるところであります。地域住民の声、民意の声を建設に生かして、供用期間については15年間ということで考えているところでございます。

瀬長議員の御質問、十分承知しているところでありますけれども、御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（銘荊哲次）

3 番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

地域とそういう 15 年で話し合いがもう始まっているということで、ある程度しようがないところはあるかもしれませんが、処理方法がこれまでと違う新しい方法で、迷惑施設からは少し離れていくような施設整備に変わっていくというふうに考えた場合に、やっぱり国の補助もなかなか取りにくいという時代に入ってますので、20 年でも 25 年でも使えるように本当はすべきなんです、理事会で今後どうするのか、こういう 15 年という縛りをずっと続けるのか、協議をする必要があると思うんですが、理事長どうですか。

○議長（銘荊哲次）

理事長。

○理事長（古謝景春）

我々もそのような考えで、今後どうするかということも含めて検討すべきだと見ております。

今の圧密のコンクリート処理は 15 年以上もつんじゃないかなということで、圧縮して処理するものですから、それも含めて、八重瀬町には延びるかもしれませんよというようなことも含めて、今、跡地利用についてもそういうことが考えられるということによって言っております。

そういう、また次の輪番制のときにはどうすべきかということも、また議論をしてまいりたいと思っています。

○議長（銘荊哲次）

ほか、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘荊哲次）

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

◎日程第 5、議案第 1 号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘荊哲次）

日程第 5、議案第 1 号 南部広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

それでは、議案第 1 号 南部広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例について。

南部広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 2 月 14 日。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。

南部広域行政組合適応指導教室の名称を変更するため、南部広域行政組合負担金条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由であります。

それでは、3 ページの新旧対照表で御説明いたします。

第 2 条のほう負担金及び負担割合に係る規定となっております。そちらの第 7 号及び別表中の適応指導教室負担金をこどもサポートルーム負担金に改めたいと思います。

この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

先ほどの組合議会全員協議会において、南部広域行政組合教育施策の大綱の改定について御報告しましたとおり、適応指導教室の名称を変更することになりました。

変更理由ですが、適応指導教室の呼称については、不登校児童生徒や保護者にとって抵抗感を減らし、親しみやすいものにするため、当組合においても、適応指導教室しののめ教室をこどもサポートルームしののめに変更したいと思います。

こちら、糸満市や豊見城市の適応指導教室も令和 7 年度より名称を変更する予定と聞いております。

以上です。

○議長（銘荊哲次）

これで議案第 1 号の説明を終わります。
これから質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。
これより議案第 1 号 南部広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6、議案第 2 号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第 6、議案第 2 号 南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（久志桂子）

それでは、議案第 2 号 南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 14 日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。

人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告並びに組合構成市町村の状況を踏まえ、職員の給料表、期末・勤勉手当の支給割合等を改正する必要がある。

これが、本案を提出する理由である。

それでは、資料 1 のほうで御説明をしたいと思います。

資料 1 を御覧ください。

1、改正理由。

人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告並びに組合構成市町村等の状況を踏まえ、職員の給料表、期末・勤勉手当の支給割合表を改正する必要があります。

2、改定内容。

（1）給料月額の上上げ。

初任給をはじめ、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定を行います。

（2）期末・勤勉手当の支給割合の改正。

①一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を 0.1 月分引き上げます。

②定年前再任用短時間勤務職員の期末・勤勉手当の支給月数を 0.05 月分引き上げます。

まず、一般職から御説明いたします。表を御覧ください。

一般職、現行が 6 月及び 12 月共、期末 1.225 月、勤勉 1.025 月で、年間の支給月数が 4.5 月となっております。

改正後の令和 6 年 12 月分は期末 1.275 月、勤勉 1.075 月で、令和 6 年度は年間 4.6 月になります。

令和 7 年度以降は、6 月及び 12 月とも、期末 1.25 月、勤勉 1.05 月で、年間 4.6 月になります。

次に、定年前再任用短時間勤務職員について御説明いたします。

現行は、6 月及び 12 月とも、期末 0.6875 月、勤勉 0.4875 月で、年間の支給月数が 2.35 月と

なっております。

改正後の令和6年12月の月が、期末0.7125月、勤勉0.5125月で、令和6年度は年間2.4月になります。

令和7年度以降は、6月及び12月とも、期末0.7月、勤勉0.5月で、年間2.4月になります。

(3) 給料表の初号の額の引上げ。

これは令和7年4月1日の施行になりますが、若手・中堅優秀者や早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善し、より職責を重視した給料体系となるよう整備するため、給料表の3級から7級の初号の額を引き上げます。

次のページをお開きください。2ページですね。

(4) 扶養手当の改正。

配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止し、子に係る扶養手当を段階的に引き上げます。

表を御覧ください。

まず、配偶者の扶養手当が現行では6,500円となっておりますが、令和7年度は3,000円、令和8年度以降は支給しないと、段階的に廃止していきます。

次に、子の扶養手当が現行では1万円となっておりますが、令和7年度は1万1,500円、令和8年度以降は1万3,000円に段階的に引き上げます。

(5) 定年前再任用短時間勤務職員にも住居手当を支給できる規定に改めます。

3、施行期日。

(1) 給料月額引上げ及び令和6年12月の期末・勤勉手当の支給割合に係る改正規定は、公布の日から施行し、令和6年4月1日より適用します。

(2) 令和7年度以降の期末・勤勉手当の支給割合、扶養手当、各級の初号の額の引上げに係る改正規定は、令和7年4月1日から施行します。

4、経過措置等。

(1) 各級の初号の額の引上げに伴う号給の切替え等を定めます。こちら、附則のほうに定めております。

(2) 令和7年度中の扶養手当に係る読替え規定を設けます。

(3) 職員の育児休業等に関する条例に給与条例の特例が規定されており、定年前再任用短時間勤務職員の住居手当を支給することに伴い、読替え規定の改正を行います。

以上になります。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第2号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

人事院は基本的に3パーで、県の人事委員会は2.76パーでしたかね。これで、特に若い人を中心に引き上げなさいと。給料表を見ていると、1号級でいうと13.2%引上げとなるんですが、そこからずっとなだらかに減っていくのかなと思ったら、最終的に一番高い等級のところは1%しか上げませんということで、若い人たちを中心に引き上げるという方針どおりにはなってるんですが、給料表でいうと、1級1号給で13.2%、1級11号給で13.9%、1級20号給でいうと14%。普通にいう25号給、大卒は12%で、そこからずっとなだらかに1%に向かって減ってはいるんです。途中、波があるんですね。一番低いところは13%台、中間で14%台で、また下がっていく。これは、どういう理由でこういうふうな波が高くなったり低くなったりしてるのか説明できますか。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

それでは、瀬長議員の御質問にお答えします。

今ちょっと国の概要を見ているんですけど、やっぱり初任給のほうを大幅に引き上げたいということで、1の大卒一般職のほうで12.1%引上げ、高校卒が12.8%引上げという形になっております。

若年層に特に重点を置いて、全ての職員対象に引上げを徹底したいということでの内容となっ

ております。

ちょっと理由はどうかという、分からない。

○議長（銘苅哲次）

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

高卒、大卒、県の人事委員会の示した数字に、金額に上げてはいるんですけどね、途中で波があるんです。それがどういう理由なのか。

これまで、そういう波でしか給与の金額が決まっていなかったもので、こういうふうに変えることが難しく、全体的にある程度上げるということで、こういう数字になったのかなと、そういうふうに見て取れるんですが、何か理由があるのかな。そこはこういうふう、今回極端に、緩やかに給与の、言わば1年間で4号上がっていくとか、いろいろ給与の決め方があるので、この辺を考えて、最初の設定がいびつだったと思うんですが、それを今回、ある程度是正するという努力がされたのか、そのまま金額だけで引き上げてパーセントは無視したのか、そこは分かりますか。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

申し訳ございません。ちょっと私のほうでは分かりかねます。国の人事院の基に作成しております。申し訳ありません。

○議長（銘苅哲次）

ほか、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第2号 南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第3号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第7、議案第3号 南部広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

議案第3号 南部広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

南部広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月14日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。

人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告並びに組合構成市町村の状況を踏まえ、会計年度任用職員の給料表を改正する必要がある。

これが、本案を提出する理由である。

それでは、資料2のほうで御説明をしたいと思います。

資料2を御覧ください。

1、改正理由。

人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告並びに組合構成市町村等の状況を踏まえ、会計年度任用職員の給料表を改正する必要があります。

2、改定内容。

(1) 給料月額の上上げ。

全ての会計年度任用職員を対象に引上げ改定を行います。

3、施行期日。

(1) 公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用となります。

なお、会計年度任用職員の期末勤勉手当の規定は、職員の給与条例に準ずることとなっておりますので、職員と同じように支給されます。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第3号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第3号 南部広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第4号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第8、議案第4号 令和6年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長（宮里紀子）

議案第4号につきまして御説明いたします。

令和6年度一般会計補正予算（第3号）、1ページをお願いします。

議案第4号 令和6年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度南部広域行政組合一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,741万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年2月14日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

次の資料3のほうで御説明いたします。

資料3、令和6年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第3号）概要。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

4 款繰入金、補正額 200 万 3,000 円の減。主な理由は、財政調整基金繰入の減となっております。

歳入合計、補正額 200 万 3,000 円の減。

歳出。

2 款総務費、1 項総務管理費、補正額 2,515 万 1,000 円。主な理由は、財政調整基金積立金の増となっております。

2 項監査委員費、補正額 7 万 9,000 円の減。

3 款衛生費、1 項ごみ処理事業費、補正額 866 万 9,000 円の減。人件費及び旅費等の減となっております。

2 項最終処分場費、補正額 1,766 万 8,000 円の減。消耗品費の減です。

4 款教育費 1 項教育総務費、補正額 29 万 6,000 円の減。人件費の減です。

2 項教育研究所費、補正額 16 万 9,000 円の減。需要費等の減です。

3 項視聴覚教育費、補正額 27 万 3,000 円の減。委託料等の減です。

歳出合計、補正額 200 万 3,000 円の減となっております。

2 ページに令和 6 年度事業別歳入補正予算（第 3 号）、3 ページに令和 6 年度事業別歳出補正予算（第 3 号）、4 ページに令和 6 年度事業別基金現在高（予算ベース）を添付しております。

以上でございます。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第 4 号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第 4 号 令和 6 年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9、議案第 5 号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第 9、議案第 5 号 令和 6 年度南部広域行政組合系豊環境衛生事業特別会計補正予算（第 3 号）について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

系豊環境衛生課長。

○系豊環境衛生課長（喜友名等）

議案第 5 号 令和 6 年度南部広域行政組合系豊環境衛生事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）の 1 ページを御覧ください。

議案第 5 号 令和 6 年度南部広域行政組合系豊環境衛生事業特別会計補正予算（第 3 号）。

令和 6 年度南部広域行政組合系豊環境衛生事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,072 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 26 億 9,098 万 6,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和7年2月14日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

詳細の説明については、資料4でもって御説明いたします。

資料4、令和6年度糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）概要。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

2款使用料及び手数料、補正額1,167万9,000円。主な理由としまして、可燃ごみ受入れに伴う処理手数料の増。

3款国庫支出金、補正額1,220万3,000円の減。主な理由としまして、ごみ処理施設整備工事変更に伴う減でございます。

8款組合債、補正額3,020万の減。主な理由としまして、ごみ処理施設整備工事変更に伴う減でございます。

歳入合計、補正額3,072万4,000円の減。

続きまして、歳出。

1款衛生費、補正額1,072万4,000円の減。

1目一般管理費、補正額130万6,000円。主な理由としまして、人件費等の増。

2目基金費、補正額4,532万5,000円。主な理由としまして、基金積立金の増。

3目塵芥処理費、補正額5,378万円の減。主な理由として、工事請負費等の減。

4目し尿処理費、補正額357万5,000円の減。主な理由としまして、委託料の減でございます。

3款予備費、補正額2,000万円。

歳出合計、補正額3,072万4,000円の減。

第2表繰越明許費。

1款衛生費、1項清掃費、事業名、糸豊環境美化センター施設整備事業、金額13億1,082万1,000円。

第3表地方債の補正。

変更。

一般廃棄物処理事業、補正前限度額8億2,620万円、補正後限度額7億9,600万円。

次のページを御覧ください。

令和6年度基金現在高（予算ベース）（補正予算第3号）を添付しております。

説明は以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第5号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第5号 令和6年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10、議案第 6 号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘荊哲次）

日程第 10、議案第 6 号 令和 6 年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第 2 号）について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

それでは、御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

議案第 6 号 令和 6 年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 6 年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,344 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 15 億 5,528 万 7,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第 2 表繰越明許費による。

地方債の補正。

第 3 条、地方債の変更は、第 3 表地方債補正による。

令和 7 年 2 月 14 日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

詳細につきましては、資料 5 でもって御説明いたします。

令和 6 年度東部環境衛生事業特別会計補正予算（第 2 号）概要。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入。

2 款使用料及び手数料、補正額 660 万の増。主な理由、可燃ごみ搬入増加による増。

5 款繰入金、補正額 3,445 万の減。主な理由、基金繰入金の減。

7 款諸収入、補正額 50 万の減。主な理由としまして、金属類売却単価下落による減。

8 款組合債、補正額 1,509 万 3,000 円。主な理由、補助事業起債充当率変更による増及び令和 5 年度年度間調整繰入充当による減となっております。

歳出。

1 款衛生費、1 目一般管理費、10 万円の減。主な理由、消耗品費の減。

2 目基金費、1 億 1,448 万 1,000 円の増。基金積立による増となっております。

3 目可燃ごみ処理費、補正額 1 億 5,180 万の減。主な理由、需用費、委託料の減。

4 目不燃・粗大ごみ処理費、補正額 275 万 1,000 円の減。主な理由、需用費、委託料の減。

6 目污泥再生処理センター維持管理費、補正額 344 万 4,000 円の減。主な理由としまして、需用費、委託料の減。

2 款公債費、補正額 17 万 1,000 円の増。不燃粗大ごみ処理事業元金の増。

歳出合計、補正額 4,344 万 3,000 円の減。

続きまして、第 2 表、繰越明許費。

1 款衛生費、1 項清掃費、事業名、ごみ処理施設基幹的改造事業、金額 8 億 366 万円。

第 3 表、地方債補正。

変更。

起債の目的、一般廃棄物処理事業。補正前限度額 3 億 6,160 万、補正後限度額 3 億 4,650 万 7,000 円。

次のページに、令和 6 年度基金現在高（予算ベース）をおつけしております。

以上です。

○議長（銘荊哲次）

これで議案第 6 号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

討論なしと認めます。

これより議案第6号 令和6年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算(第2号)について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第7号 上程、質疑、討論、採決

○議長(銘苅哲次)

日程第11、議案第7号 令和6年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算(第3号)について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長(島袋盛一)

説明いたします。

1 ページを御覧ください。

議案第7号 令和6年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算(第3号)。

令和6年度南部広域行政組合一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ880万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,463万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和7年2月14日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

説明につきましては、資料6にて行います。

資料6、令和6年度島尻環境衛生事業特別会計補正予算(第3号)概要。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

7款諸収入、補正額900万円。ペットボトル売却単価の増であります。

8款組合債、補正額20万円の減。塵芥処理施設債の減。

歳入合計、補正額880万円。

続きまして、歳出。

1款衛生費、1目一般管理費、補正額59万2,000円。人件費の増。

2目基金費、補正額1,025万6,000円。基金積立金の増。

3目塵芥処理費、補正額105万6,000円の減。需用費等の減。

4目し尿処理費、補正額40万円の減。需用費の減。

3款予備費、補正額59万2,000円の減。

歳出合計、補正額880万円。

続きまして、第2表繰越明許費。

1款衛生費、1項清掃費、事業名、島尻環境美化センターヤード整備、金額800万円。

続きまして、第3表地方債補正。

変更。

起債の目的、一般廃棄物処理事業。補正前限度額610万円、補正後限度額590万円。

次のページに、令和6年度基金現在高(予算ベース)(補正予算第3号)をおつけしております。

以上で説明を終わります。

○議長(銘苅哲次)

これで議案第7号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

討論なしと認めます。

これより議案第7号 令和6年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算(第3号)について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩:11時03分)

(再開:11時11分)

◎日程第12、議案第8号 上程、質疑、討論、採決

○議長(銘苅哲次)

日程第12、議案第8号 令和7年度南部広域行政組合一般会計予算について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

会計課長。

○会計課長(宮里紀子)

令和7年度一般会計予算の1ページをお願いします。

議案第8号 令和7年度南部広域行政組合一般会計予算。

令和7年度南部広域行政組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億3,273万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

令和7年2月14日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

次に、資料7をお願いします。

資料 7、令和 7 年度南部広域行政組合会計別当初予算総括表でございます。

全会計の予算総額は、43 億 351 万 6,000 円を計上しており、前年度より 3 億 6,697 万 1,000 円の増となっております。

2 ページをお願いします。

令和 7 年度南部広域行政組合事業別負担金総括表です。

全会計の負担金総額は、本年度 20 億 719 万円となっており、前年度より 2 億 170 万 6,000 円の減となっております。

次に、資料 8 をお願いします。

令和 7 年度一般会計予算概要で御説明いたします。

第 1 表歳入歳出予算。

歳入。

1 款分担金及び負担金、本年度 4 億 7,078 万 4,000 円、比較 1,810 万 5,000 円の減。主な理由、一般廃棄物最終処分場負担金の減です。

2 款国庫支出金、本年度 1,647 万 8,000 円、比較 1,647 万 8,000 円の増。ごみ処理事業分となっております。

4 款繰入金、本年度 4,535 万、比較 2,293 万 1,000 円の増。財政調整基金繰入の増となっております。

5 款繰越金、本年度 6,000 円、前年度同額となっております。

6 款諸収入、本年度 12 万 1,000 円、比較 3,000 円の増。

歳入合計、本年度 5 億 3,273 万 9,000 円、比較 2,130 万 7,000 円の増。

歳出。

1 款議会費、本年度 168 万 1,000 円、比較 2 万 8,000 円の増。

2 款総務費、本年度 8,207 万 5,000 円、比較 545 万 1,000 円の増。

1 項総務管理費、本年度 8,167 万 2,000 円、比較 553 万 4,000 円の増。人件費の増です。

2 項監査委員費、本年度 40 万 3,000 円、比較 8 万 3,000 円の減。旅費の減です。

3 款衛生費、本年度 2 億 6,664 万 2,000 円、比較 1,420 万 1,000 円。

1 項ごみ処理事業費、本年度 8,085 万 5,000 円、比較 4,213 万 8,000 円の増。委託料の増です。

2 項最終処分場費、本年度 1 億 8,578 万 7,000 円、比較 2,793 万 7,000 円の減。委託料及び需用費の減となっております。

4 款教育費、本年度 4,582 万 1,000 円、比較 356 万 8,000 円の増。

1 項教育総務費、本年度 375 万 2,000 円、比較 14 万 2,000 円の増。人件費の増です。

2 項教育研究所費、本年度 3,762 万 7,000 円、比較 307 万 7,000 円の増。人件費の増です。

3 項視聴覚教育費、本年度 444 万 2,000 円、比較 34 万 9,000 円の増。備品購入費の増です。

5 款公債費、本年度 1 億 2,722 万円、比較 190 万 1,000 円の減。最終処分場分の減となっております。

6 款予備費、本年度 930 万、比較 4 万円の減。ライブラリー分の減となっております。

歳出合計、本年度 5 億 3,273 万 9,000 円、比較 2,130 万 7,000 円の増です。

第 2 表債務負担行為。

事項、ごみ処理施設整備事業（基本計画・基本設計等）、期間、令和 8 年度、限度額 3,441 万 9,000 円。

事項、ごみ処理施設整備事業環境影響評価、期間、令和 8 年度から令和 11 年度、限度額 1 億 1,760 万 1,000 円。

2 ページにつきましては、令和 7 年度事業別歳入予算、3 ページ、令和 7 年度事業別歳出予算、4 ページに令和 7 年度事業別基金現在高（予算ベース）、5 ページに令和 7 年度事業別負担金割当表（総括）となっております。6 ページ以降につきましては各事業の負担金割当表となっております。

以上でございます。

○議長（銘荏哲次）

これで議案第 8 号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

3 番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

予算書の2款1項4目3節のところで、総合事務組合負担金 272 万 5,000 円。これは、退職金の積立てとかあるんですが、そこに事務費が幾らその中に入っているのか分かりますかね。この総合事務組合を抜ける検討をしたことがあるのかどうか。

あと、予算書の 18 ページの 3 款 2 項 2 目、これは 12 節委託料の一番下の最終処分場現況調査業務 625 万 9,000 円があるんですが、どんな業務を予定されているでしょうか。

以上 2 点。

○議長（銘苅哲次）

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

お答えいたします。

最終処分場の現況調査業務ということで 625 万 9,000 円計上させていただいております。

次の最終処分場ですけども、令和 6 年 7 月の内定、そして、今年入って 7 年の 1 月に理事協議会での決定ということで、正式に候補地、場所が決定したということで、この場所についてのボーリング調査業務ですね、これを 3 か所ほど予定しております。細かな部分で、その取りまとめ、報告書の作成であったりとか、現地、この場所での調査業務等が含まれておりますけども、主なものはボーリング調査業務ということで、3 か所を計上させていただいているところです。

以上になります。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

総合事務組合の負担金なんですけど、毎月負担するものなんですけれども、令和 6 年度当初に上げていた負担金率が 1,000 分の 190 で計算していたんですが、その後、1,000 分の 130 に下がるということで、それでこれだけ減になっております。当初予算を組むときには、ちょっとまだ 130 になるというのは分からなかったものですから、令和 6 年度に比べて 7 年度は下がっている形になります。

あと、総合事務組合から脱退ということ、前もお話があったんですけど、今のところ、そこは検討しておりません。

○議長（銘苅哲次）

休憩します。

（休憩：11 時 25 分）

（再開：11 時 26 分）

○議長（銘苅哲次）

再開します。

○総務課長（久志桂子）

総合事務組合の負担金のほうは組合職員のみ負担金となるんですけども、一応、給料月額に対して毎月 0.13% を掛けた額で負担金を支払いしておりますが、この中に多分事務費も入っているのかなと思うんですけども。30 万取られる方で 3 万 9,000 円という形で負担金を支払いしております。

○議長（銘苅哲次）

3 番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

業務的に言うと、向こうのほうが専門的に対応できると思うんですが、ただ、もう那覇とか沖縄市、宜野湾抜けて独自でそういう作業はできてるわけで、そこには議会もあって、当然監査もあって、そういう人件費、議会というのは割当てで関係市町村の首長、そして議長が充て職で何か所かの市町村が 16 名で構成されていて、それの人件費も含めて負担金として出さざるを得ないという話だと思うので、そういうのを業務的にはもう抜けて、独自でその退職金の計算の仕方というのはあるはずなので、一つそれをきちんと把握すればこれだけの負担金、事務費も出さないといけないということを考えた場合には、抜ける検討というのはすべきじゃないでしょうか。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

これも検討させてください。また、構成市町村、また他の一部事務組合の状況も見て行いたいと思います。以上です。

○議長（銘苅哲次）

ほか、質疑はございませんか。

5 番島袋裕介議員。

⑤議員（島袋裕介）

すみません、ちょっと確認させてください。

負担金とかを、先ほど、各構成市町で入ってくる部分のものだとは思いますが、またほかの自治体においては、当初予算で提案されていなくて議決もされていない状態で、この組合議会でそれを議決するという流れがちょっとどうなのかなと疑問に思ったところがあって、これはもう慣例なのか、例えば先にここで決めといていいですよという何か決まり事があるのかどうか、そこら辺についてお願いします。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

負担金の件なんですけども、こっちの組合の定例議会が2月と10月というふうに決まっております。それでちょっと市町村の議会よりも先になっているのかなと思っております。

確かに、島袋議員がおっしゃるとおり、市町村が決まらないのに先にやっていたかということもあるんですけれども、どうしても3月議会、皆さんが終わった後になると、もう3月末となると、14市町村の議会の議員の皆さんが集まれるのかなというのがありますので、ちょっとほかのところの状況も見ながら、検討したいと思います。

○議長（銘苅哲次）

事務局長。

○事務局長（仲間智紀）

関連のお話がありましたけども、今、構成市町、事務組合においては各消防とか含めて、大体2月に議会を開催しております。南部振興会も含めてですね。

私たちは今、各市町村の財政課長会議でも予算については検討をして、多分市町村においての内示が出た段階だと思います。そういった形で、これまでは2月開催という形でやっております。

○議長（銘苅哲次）

ほか、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより、議案第8号 令和7年度南部広域行政組合一般会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第9号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第13、議案第9号 令和7年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

議案第9号 令和7年度糸豊環境衛生事業特別会計予算。

予算書の1ページを御覧ください。

議案第9号 令和7年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算。

令和7年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億7,532万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

令和7年2月14日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

詳細につきまして、資料9でもって御説明いたします。

資料9、令和7年度糸豊環境衛生事業特別会計予算概要。

第1表歳入歳出予算。

歳入。

1 款分担金及び負担金、本年度9億977万円、比較3,632万3,000円の減。

2 款使用料及び手数料、本年度2億3,920万7,000円、比較6,197万8,000円の増。主な理由としまして、可燃ごみ受入れに伴うごみ手数料の増。

3 款国庫支出金、本年度4億39万8,000円、比較2億3,568万5,000円の増。主な理由としまして、ごみ処理施設整備工事に伴う増でございます。

4 款財産収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

5 款繰入金、本年度1,000万円、比較573万9,000円の減。主な理由としまして、基金繰入金の減でございます。

6 款繰越金、本年度1,000円、比較ゼロ。

7 款諸収入、本年度1億844万3,000円、比較1,700万3,000円の増。主な理由としまして、金属等売却の増でございます。

8 款組合債、6億750万円、比較2億1,960万円の増。主な理由としまして、ごみ処理手数料整備工事に伴う増でございます。

歳入合計、本年度22億7,532万円、比較4億9,220万4,000円の増でございます。

歳出。

1 款衛生費、本年度20億6,914万6,000円、比較4億6,612万8,000円の増。

1 目一般管理費、本年度4,615万6,000円、比較501万1,000円の増。主な理由としまして、人件費、委託料の増でございます。

2 目基金費、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 目塵芥処理費、本年度19億3,391万円、比較4億6,667万5,000円の増。主な理由としまして、需用費、委託料、工事請負費の増。

4 目し尿処理費、本年度8,907万9,000円、比較555万8,000円の減。主な理由としまして、需用費、委託料、工事請負費の減でございます。

2 款公債費、本年度1億9,617万4,000円、比較2,607万6,000円の増。主な理由としまして、ごみ処理施設整備事業債の新規借入れに伴う増でございます。

続いて、3 款予備費、1,000万円、比較ゼロ。

歳出合計、本年度22億7,532万円、比較4億9,220万4,000円の増でございます。

続きまして、第2表地方債。

一般廃棄物処理事業。限度額6億750万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。年利、5%

以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、組合財政その他の都合により、繰上償還をなし、または低利債に借換えすることができる。

次のページ御覧ください。

次のページは、令和7年度基金現在高（予算ベース）でございます。

説明以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第9号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより、議案第9号 令和7年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第10号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第14、議案第10号 令和7年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

それでは、御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

議案第10号 令和7年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算。

令和7年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億1,192万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金。

第3条、地方自治法235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項での間とする。

令和7年2月14日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

詳細につきましては、資料10で御説明申し上げます。

令和7年度東部環境衛生事業特別会計予算概要。

第1表、歳入歳出予算。

歳入。

1 款分担金及び負担金、本年度 3 億 9,331 万 4,000 円、比較 1 億 4,386 万 8,000 円の減。

2 款使用料及び手数料、本年度 1 億 4,596 万 7,000 円、比較 1,058 万 4,000 円の増。主な理由、処理手数料の増。

3 款国庫支出金、本年度 2 億 2,664 万 7,000 円、比較 5,825 万 3,000 円の減。理由としまして、ごみ処理施設整備工事に伴う減。

4 款財産収入、本年度、前年度同額 17 万 4,000 円。

5 款繰入金、本年度 2 億 1,173 万 3,000 円の減、比較 1 億 24 万 6,000 円の増。主な理由、基金繰入金の増。

6 款繰越金、本年度、前年度同額 1,000 円。

7 款諸収入、本年度 609 万円、比較 135 万 6,000 円の減。主な理由、金属売却料の減。

8 款組合債、本年度 2 億 2,800 万、比較 2,840 万の減。主な理由、ごみ処理施設整備変更に伴う減。

歳入合計、本年度 12 億 1,192 万 6,000 円、比較 1 億 2,104 万 7,000 円の減。

続きまして、歳出。

1 款衛生費、1 目一般管理費、本年度 2,076 万 4,000 円、比較 47 万円の増。

2 目基金費、本年度、前年度同額 1,000 円。

3 目可燃ごみ処理費、本年度 3 億 9,502 万 3,000 円、比較 2,799 万 7,000 円の減。主な理由、需用費及びごみ処理委託料の減。

4 目不燃・粗大ごみ処理費、本年度 5,521 万 3,000 円、比較 363 万 1,000 円の減。主な理由としまして、需用費修繕料の減。

続きまして、5 目ごみ処理施設整備費、本年度 5 億 688 万円、比較 6,292 万円の減。施設整備工事変更による減となっております。

続きまして、6 目汚泥再生処理センター維持管理費、本年度 1 億 1,923 万円、比較 694 万 1,000 円の増。主な理由、修繕料及び委託料の増となっております。

2 款公債費、本年度 8,481 万 5,000 円、比較 3,391 万円の減。主な理由、汚泥再生処理センター一分完済による減となっております。

3 款予備費、本年度、前年度同額 3,000 万円。

歳出合計、本年度 12 億 1,192 万 6,000 円、比較 1 億 2,104 万 7,000 円の減。

続きまして、第 2 表地方債。

起債の目的、一般廃棄物処理業務。限度額 2 億 2,800 万。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年 5 % 以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、組合財政その他の都合により、繰上償還をなし、または低利債に借換えすることができる。

次のページに令和 7 年度基金現在高（予算ベース）、3 ページに令和 7 年度東部環境衛生事業負担金割当表をおつけしてございます。以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第 10 号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

12 番喜納昌盛議員。

⑫議員（喜納昌盛）

それではですね、1 点だけお願いします。

基金の取崩しがありますけども、この全体的な各事業の財源不足で減額してるということになってますけども、これ、例えば、この東部環境衛生の場合も、今まである 6 億の基金からこれを取り崩すということですけども、これは何か基準があるのかな。それとも、各構成市町村との調整も含めて、分担金も含めてね、そういう調整の上での基金の取崩しをやるのかという、この手続上のものも含めて教えてください。

○議長（銘苅哲次）

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

それでは、今の御質問にお答えいたします。

基金の取崩しについてですけれども、令和 7 年度につきましては繰入れのほうで 2 億 1,000 万近く基金から繰入れいたします。この金額につきましては、今年度、6 年度事業で設備改良工事

を予定しておりましたけれども、これは繰越しになりました。工事する期間ですね、施設の焼却炉、1 炉止まる間、他施設へごみ処理委託を行わなければならない状況がある。この中で 1 億円。

取崩しにつきましてはですね、基金につきましては施設整備等で執行するというもので基金を積み立てております。その中で、基金はプールではなくて、構成している、ごみにつきましては 4 市町、汚泥再生処理センター維持管理につきましては 5 町村で基金の管理をしてございます。その中から施設整備工事に伴うものにつきましては、市町村負担分をその年度ごとの負担金に跳ね返すのではなく、基金のほうから一般財源として充てることとなっております。

以上です。すみません、市町村の財政とも調整済みでございます。

○議長（銘苅哲次）

ほか、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより、議案第 10 号 令和 7 年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 15、議案第 11 号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第 15、議案第 11 号 令和 7 年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

御説明いたします。

資料 1 ページをお開きください。

議案第 11 号 令和 7 年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算。

令和 7 年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 8,353 万 1,000 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

一時借入金。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000 万円と定める。

歳出予算の流用。

第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの各項の間とする。

令和 7 年 2 月 14 日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

説明につきましては、資料 11 で行います。

資料 11、令和 7 年度島尻環境衛生事業特別会計予算概要。

第 1 表、歳入歳出予算。

歳入。

1 款分担金及び負担金、本年度 2 億 3,332 万 2,000 円、比較 341 万の減。

2 款使用料及び手数料、本年度 1,018 万 2,000 円、45 万 2,000 円の増。処理手数料の増。

5 款繰入金、本年度 1,000 万円、比較 2,531 万 6,000 円の減。基金繰入金の減。

6 款繰越金、本年度 1,000 円、比較ゼロ。

7 款諸収入、本年度 3,002 万 6,000 円、比較 888 万 1,000 円。ペットボトル売却単価の増。
組合債、本年度ゼロ、比較 610 万の減。塵芥処理費工事分の減。

歳入合計、本年度 2 億 8,353 万 1,000 円、比較 2,549 万 3,000 円の減。

続きまして、歳出。

1 款衛生費、1 目一般管理費、本年度 1,066 万 5,000 円、比較 80 万 2,000 円。人件費の増。

2 目基金費、本年度 1,000 円、比較ゼロ。

3 目塵芥処理費、本年度 1 億 2,324 万 7,000 円、比較 1,839 万 8,000 円の減。工事請負費の減。

4 目し尿処理費、本年度 1 億 1,657 万 8,000 円、比較 878 万 9,000 円の減。需用費、委託料の減。

2 款公債費、本年度 2,304 万円、比較 89 万 2,000 円。

3 款予備費、本年度 1,000 万円、比較ゼロ。

歳出合計、本年度 2 億 8,353 万 1,000 円、比較 2,549 万 3,000 円の減。

次のページに、令和 7 年度基金現在高（予算ベース）、そして、その次のページに 7 年度の島尻環境衛生事業負担金の割当表をおつけしております。

以上で説明を終わります。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第 11 号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第 11 号 令和 7 年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

（休憩：11 時 56 分）

（再開：11 時 57 分）

◎日程第 16、議案第 12 号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

再開します。

日程第 16、議案第 12 号 工事請負契約の締結について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

議案第 12 号 工事請負契約の締結について。

糸豊環境美化センター基幹的設備改良工事（余熱蒸気利用設備等工事）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

1、契約の目的、糸豊環境美化センター基幹的設備改良工事。

2、工事場所、沖縄県糸満市字束里 74 番地の 1、糸豊環境美化センター。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約の金額、16億5,660万円（うち消費税及び地方消費税額1億5,060万円）。

5、契約の相手方、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社、神奈川県横浜市西区みなとみらい4丁目4番2号。

令和7年2月14日。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。

糸豊環境美化センター基幹的設備改良工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

次のページを御覧ください。

資料12、工事概要。

工事名、糸豊環境美化センター基幹的設備改良工事。

2、工事完了期限、令和8年3月31日。

3、工事内容。

1) 小型タービン発電機設置工事。

2) 煙突改造工事（ダウンウォッシュ対策工事）。

3) 機器冷却水冷却塔更新工事。

4) ろ過式集じん装置改良工事（ハイブリッドバグフィルタへの更新工事）。

5) 変圧器更新工事。

6) PLC（自動制御装置）更新工事。

7) DCS（分散制御システム）更新工事。

8) 逆洗用空気圧縮機更新工事。

主な図面を添付しております。

次のページ、御覧ください。

図面のほうの1枚目ですね。

蒸気タービン発電機の新設ということで、既存施設の1号の白煙防止空気加熱器及び送風機を撤去しまして、その部分が青の部分になります。新規蒸気タービン発電機を設置いたします。その発電機は、容量が300キロ、1時間当たりでございます。稼働させることにより、施設内で使用する電力を発電するため、電気料金が年間3,000万程度の削減が図れる計画となっております。

次のページ、御覧ください。

白煙防止の排風機を撤去するに当たりまして、排ガスの流速が低下することが予想されております。そのため、煙突頂部の口径を変更することによって、排出されるガスの流速が変わらないようにするための煙口工事を行います。

次のページ、御覧ください。

こちらは、機器冷却水冷却塔でございます。こちら、施設操業開始から26年、1台で運転してまいりました。こちらのほうについても、通常のもーター電動機を高効率もーターへ変更することによって、電気使用量の減少を計画しております。

次のページ、御覧ください。

こちら、ろ過式集じん装置。赤の部分をPTFE製HBF、ハイブリッドフィルタに更新という内容でございます。こちら、1炉当たり768本のフィルタがついておりまして、こちらを2炉分更新する予定でございます。このハイブリッドフィルタに交換することによりまして、薬品使用量の減少と、その薬品をあまり使わない方法になりますので、送風機、電気で薬品を送り込むんですが、その使用量が減少することが見込まれております。

資料、次の12の2をお願いいたします。

失礼いたしました。資料のページがちょっと違っていたようですので、資料12が最後の説明になります。よろしいでしょうか。

資料12、こちらが工事請負仮契約書となっております。

工事名、工事場所、工期、請負金額、先ほど説明した内容となっております。

説明以上です。

○議長（銘荊哲次）

これで議案第12号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

4 番新垣繁人議員。

④議員（新垣繁人）

議案第 12 号、13 号もそうなんですけども、事前に丁寧な説明もあったものですから、内容というよりは、契約の在り方について、ちょっと私のほうもまだ分かってないので教えていただきたいんですけども、今回、この議案第 12 号というのは、提案理由等でもありますように、この工事契約をするための議会の議決を求めるというところで、既に仮契約という形で公印も押されて、工期も 1 月 20 日からとなってるんですよ。これ、工期がもう始まっているのかということと、こういった仮契約をする際、こういった条件で前もって仮契約ができるのかということだけ教えてもらっていいですか。

○議長（銘苅哲次）

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

お答えいたします。

仮契約なんですけど、まず、通常どおりの契約の手法で仮契約までの事務の手続をするんですが、仮契約をした時点では、現場のほうにすぐ着手するわけではなく、資材とかそういったものの準備段階に入るといって仮契約を契約させていただいております。ですので、本契約でもって正式契約になりますので、まだ現場のほうとか、実際に準備段階から納品に入っていくという形を進めてまいりたいと。

契約書に記載されてるとおり、この仮契約書は、南部広域行政組合の議決を経て本契約に変わるものと記載されてるとおりとなっておりますので、そういう方法でやっております。

○議長（銘苅哲次）

4 番新垣繁人議員。

④議員（新垣繁人）

もう一度、一点だけ。この仮契約ができる条件といいますが、事前に工期も付されてるものですから、そういった、金額も大きいですし、議案 13 号もそのような形でやっておりますので。この仮契約をできる、工期の 1 月 20 日、もう既に終えてるじゃないですか。なので、そこら辺、ちょっと僕らも今後説明できる意味も含めて、こういったところで仮契約ができるみたいなものがあれば、もう一度教えてもらってよろしいですか。

○議長（銘苅哲次）

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

お答えします。

工事関連に関しては、1 億 5,000 万以上の案件に関しては、議会の議決を必要とする条例が定められておりますので、通常の契約の場合であっても、一旦仮契約したのに関しましては、全て 1 億 5,000 万以上は議決を経ることになりますので、今回もその条例に従った契約方法という形になると考えております。

○議長（銘苅哲次）

休憩します。

（休憩：12 時 05 分）

（再開：12 時 08 分）

○議長（銘苅哲次）

再開します。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

お答えいたします。

南部広域行政組合契約規則の財務の第 43 条に記載されている内容がその回答となりますので、それをそのまま読みます。

第 43 条、議会の議決に付すべき契約を締結しようとする場合においては、理事会は、議会の議決を経たときに当該契約が成立する旨を契約の相手方に告げ、かつ、その旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するという内容となっております。以上です。

○議長（銘苅哲次）

休憩します。

(休憩：12 時 09 分)

(再開：12 時 11 分)

○議長（銘苅哲次）

再開します。

瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

1 点は、随意契約にした根拠。

次の議案 13 号は一般競争入札でやっておりますが、今回、16 億という大きな金額を随契にした根拠。

もう一つは、先ほど説明あった小型タービン発電機設置。

これは、年間 3,000 万という発電の話はされてましたが、事業費としては 5 億 6,000 万ぐらいかかるとするんですが、これの補助率。それと起債がどうなるのか。起債に対して、そういう費用対効果が、10 年間しか使えないので、その後は 1 か所に統合されたものになります。そういう意味で言うと、今回、こういう発電機を設置する必要があったのかどうか。当然、当初で発電機もやるべきだったんですが、200 トンという規模的に当時の技術ではなかなかそういう効率的な発電機の設置ができなかった。今は技術が革新して、小さいものでも容量の大きな発電ができるようなものになっていると思うんですが、費用対効果、10 年しか使えない。そういうところで、実際の事業費とその発電の効果、どういうふうに見てらっしゃるのかの 2 点をお願いします。

○議長（銘苅哲次）

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

まず、随意契約について御説明いたします。

まず、糸豊環境美化センターはですね、平成 10 年 4 月にプラントメーカー独自の技術により設計、施工された、いわゆる性能発注方式で建設された施設でありまして、今年で 26 年目。

今回の契約を進める上で、まず、指名競争入札が可能であるかというために、同等規模の廃棄物処理施設工事実績のある既存施設のプラントメーカーを含む 6 社のほうへ見積りを依頼したんですが、結果、5 社から、詳細の図面等を把握しなければ、施工、性能保証ができないとの理由で辞退届が出ており、結果的に 1 社となったため、指名競争が不可能であると、困難であるとの結果でありました。

今回の事業については、まず、既存施設の延命化及びCO2削減を主目的に、2 か年でタービン発電機とか関連設備の更新を行うものでありまして、プラントの細部に関わる専門的な糸豊環境美化センターに特化した内容が非常に多い事業であります。そのために、建設したプラントメーカー以外には詳細等による見積設計書の作成ができないほか、限られた期間での施工、プラントの細部にわたる機能、性能を熟知して、施工後の取壊責任においても明確にできる業者でなければならないと判断しております。

詳細な設計箇所については、三菱さんのほうのそれぞれの図面のほうに承諾なしでは使用ができないという文言もちょっとあるものですから、今回の入札の資料としてはちょっと利用できなかったことも理由の一つであります。

よって、これらの条件を満たすのは既存施設の設計施工業者、三菱重工環境・化学エンジニアリング以外では困難との判断から、地方自治法施行令第 167 条の 2、1 項第 2 号、目的が入札に適しないということで、随意契約にしております。

あと一点、発電機の設置についてですが、およそ 5 億円程度の総事業費がかかります。その事業については、基幹的設備改良事業の交付金を活用しまして、2 分の 1 が国庫でございます。その半分が起債対象となっており、大体起債額を 2 億 5,000 万程度といった場合には、少なくとも 6 年から 8 年ではペイができるのではないかと考えております。以上です。

○議長（銘苅哲次）

3 番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

発電機は理解しました。

あと、随契なんですけど、詳細な図面の把握が困難だということなんですけど、その図面をコピー

してあげるのとはできないとは思いますが、閲覧は可能ですよね。要するに、仕様書を出して、それに基づいて、必要な方はメーカーの図面を閲覧してもらって、それに合う形で見積りは当然可能だと思うので、今、167条1項2号の話をされましたが、これは、性質または目的が競争入札に適しないという位置づけなんですね。それは、契約の相手方が特定されるときというのは、法律でこの業者としか契約できない、法律でそういう義務づけられてる場合、これが特定されるとき。あるいは、この機械はこのメーカーしか持ってない、だから特定される。だから、こことしか契約できない。それは随契で構わない。

もう一つは、特定の者でなければ役務が提供できない、そういう場合があるし、もう一つは、競争が成り立たない契約をするときも、この性質または目的が競争に適しないというところで位置づけられている。法令によって価格が統一されてるとき、そのときには随契でいいですよと。

もう一つは、価格が認可制であるため、あらかじめ最低の価格が把握できているとき、そういうときには随契で構わない。

しかし、今回はそれから外れてるんです。ですから、本来であれば競争入札をさせて、指名じゃなくて、一般競争入札をさせて、そして、応札がもう、1者しかなかったというのであれば分かるんですが、最初からそういう形で声かけしたらということで、なかなか対応が難しかったということじゃなくて、一旦入札をかけてみて、それで来るのか来ないのか。そういう作業をしないと。

気になるのは、こういう随契でやったときに、国から、会計検査から引っかからないのかなと。補助金対象としてこの分はカットするということが起きないのかなと。要するに、国としては、原則一般競争入札を推進していて、今、ごみ処理工場の整備費が高騰していると。この高騰に対しても、相当抑制をかける入札の在り方、いろいろ工夫しなさい、そういう指針も出てる時代なので、そこは随契というのはちょっとどうなのかなと。そこはどうなんですか。

○議長（銘苅哲次）

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

瀬長議員の御質問についてお答えします。

補助事業については、私が担当しました、これまで3回ほど事業をさせていただいた経緯がございます。そのときも会計検査のほうの対応についても私のほうでさせていただいたんですが、今回の内容としましても、これまで会計検査に臨んできた手法の契約の進め方という形でやっております。

前回、前々回の会計検査のほうでも、質問は多かったですが、結果的には一応指摘はなく済んだという結果がありますので、そこら辺についてははっきり説明さえ検査員にじっくり対応すれば、問題としてはならないと判断しております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

ほか、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第12号 工事請負契約の締結について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第13号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第 17、議案第 13 号 工事請負契約の締結について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

御説明申し上げます。

議案第 13 号 工事請負契約の締結について。

東部環境美化センター受入供給設備及び灰出し設備基幹的設備改造工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

1、契約の目的、東部環境美化センター受入供給設備及び灰出し設備基幹的設備改造工事。

2、工事場所、東部環境美化センター。

3、契約の方法、事後審査型制限付一般競争入札。

4、契約の金額、2 億 1,043 万円（うち消費税及び地方消費税額 1,913 万円）。

5、契約の相手方、株式会社川崎技研、福岡県福岡市南区向野 1 丁目 22 番 11 号。

令和 7 年 2 月 14 日。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由としまして、東部環境美化センター受入供給設備及び灰出し設備基幹的設備改造工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

次のページの資料 14、こちらに工事請負仮契約書の写しをおつけしております。

次のページ、資料 15、読み上げて工事概要を説明いたします。

1、工事名、東部環境美化センター受入供給設備及び灰出し設備基幹的設備改造工事。

2、工事完了期限、令和 7 年 3 月 31 日。

3、工事内容。

1) 受入供給設備、可燃ごみクレーン 2 基（A・B クレーン）更新、B クレーンにつきましてはバケットのみ。

2) 灰出し設備、1 号落じん灰コンベヤ更新、1 号減温塔ダストコンベヤ更新。

4、図面、別紙のとおりということで、次の A 3 の 1 ページをお開きください。

これは、施設のフローシート、ごみ処理の流れのものになっております。こちらで黄色い色をおつけしたところが該当する工事の場所となっております。

左側の受入供給設備、これは、収集されたごみを焼却炉に移送するものですが、これの A・B クレーン、B クレーンにつきましてはバケットのみ、ごみをつかむものになります。

真ん中のほうに灰出し処理設備。これ、1 号落じん灰コンベヤ。これは 1 号焼却炉の落じんコンベヤです。

中段に上がりまして、灰出し設備。これが 1 号減温塔の下ダストコンベヤとなっております。

次のページ以降は、この色塗りされたところの詳細となっております。以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第 13 号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7 番米増雄二議員。

⑦議員（米増雄二）

先ほどの 12 号の仮契約書には印紙等が貼られてないんですけど、今回の 13 号には印紙が貼られてるんですけど、何か違いがあるんでしょうか。

○議長（銘苅哲次）

休憩します。

（休憩：12 時 28 分）

（再開：12 時 30 分）

○議長（銘苅哲次）

再開します。

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

糸豊の契約書、手元にあるんですが、表紙のほうには印紙が貼られておりまして、今回印刷したものは2枚目の中身になっておりますので、印紙が印刷されていないということでございますので、しっかり表のほうには印紙が貼られておりますので。

すみません、そういう理由でございます。

よろしいでしょうか。

○議長（銘苅哲次）

4番新垣繁人議員。

④議員（新垣繁人）

すみません、理解が悪くて、ちょっとまだ理解できてないんですけども、13号も先ほどと一緒に、やっぱりちょっとまだ納得できてないのが、この仮契約することは理解しました。議会で議決されて、それが本契約に変わるのも理解できます。ただ、やっぱり遡って、契約の日付と工期があるというのがちょっとまだ理解できてなくて、全ての工事契約において、こういった仮契約が可能ということなんでしょうか。なので、僕たちが聞きたいのは、こういう手法が取れるのは、何らかの理由があって工期が、もうすぐに契約しないといけないとかが、そういった何らかのものがあってのものなのかとか、そういったものがなければ、全ての工事請負契約って全て仮契約できるのかなと思って。そしたら議会の意味が今後もちよっと。

そこら辺の意味もちよっと教えていただけたらなと思います。

○議長（銘苅哲次）

休憩します。

（休憩：12時32分）

（再開：12時33分）

○議長（銘苅哲次）

再開します。

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

お答えいたします。

契約の手続につきましては、仮契約、本契約、これは法にのっとって行っております。仮契約から本契約に切り替わることにしましては、南部広域の規則で1億5,000万円以上は議決が必要ということで、議案として、今、提案されております。

工期がうたう、うたわれないにつきましては、これは発注仕様書の中で工期をうたいますので、名のり出る事業者につきましては、それを理解した上で、工事の入札等に参加する旨で今回の締結に至っております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

4番新垣繁人議員。

④議員（新垣繁人）

法的に問題ないということでもありますので。じゃあ、最後ちょっと確認ですけど、仮契約というのはもちろん遡っての工期とかになってますけど、実際は、議会で議決した後に納品ですとか、こういった工事とか、そういった行為が行われるという認識でよろしかったですか。

○議長（銘苅哲次）

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

はい、おっしゃるとおりです。

○議長（銘苅哲次）

ほか、質疑はございませんか。

12番喜納昌盛議員。

⑫議員（喜納昌盛）

じゃあ、お聞きします。

まず、この工事、工期が限定をされているみたいで、あわせて、この契約の方法、実は事後審査型制限付一般競争入札というのは初めて目にするもので、その中身と、そして、もし一般競争入札であれば何社か出るでしょうから、その結果の公表を添付してほしいんですけども、その辺

はどうなんでしょうか。

○議長（銘苅哲次）

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

お答えいたします。

この契約の方法で、東部環境美化センターにつきましては、事後審査型制限付一般競争で執行いたしました。

令和5年以前は指名競争入札で実際には行っておりましたが、金額が高額になりまして、構成している市町村、こちらに指名推選依頼をかけましたところ、やはり特化している事業なので、なかなか推薦が行えないということもございまして、事務局のほうで、やはり関連している大手メーカーのほうにも見積りをかけたりいたしましたけれども、どうしても辞退が、見積り辞退がほぼということで、これでは工事が執行できないということから、しかしながら、競争性を保とうということで、一般競争で、また、こういった事業者でも、小さい零細企業でも名のり出てくるのは大変こちらにも担保ができないところから、東部の処理能力の同規模以上、そういった制限をかけながら一般競争をいたしております。以上です。

○理事長（古謝景春）

その資料はないか。

⑫議員（喜納昌盛）

公表。何社。これ、一般競争入札だよ。

○東部環境衛生課長（安里勉）

これ、ホームページ等にいろいろ載って、建設新聞等に挙げました。名のり出たのが1者のみとなっております。この1者が、今、契約の相手方の株式会社川崎技研となっております。このもともとの美化センターの施工事業者は川崎重工株式会社ですけれども、名のりがありませんでした。以上です。

○議長（銘苅哲次）

12番喜納昌盛議員。

⑫議員（喜納昌盛）

名目上で一般競争入札ということだけど、実際は違うということだよ、現実だね。

そうするとね、例えばこの単価、何といたしますか、ある意味、随契みたいな形になるわけでしょう。皆さんはその予算の見積りが、何といたしますか、皆さんの手持ちのこの当初のこれね、これはどんなふうに持っているんですか。競争するためには、やっぱり最低限とか、入札、価格決めないといけないでしょう。そういう基準はどんなふうに設けるんですかね。

○議長（銘苅哲次）

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

お答えいたします。

一般的に、まず、やはり特化している事業ですので、このプラントメーカーさんのほうにできるだけ見積りをいただけないかということで依頼をいたします。名のり上げていただいた事業者からもいただいております。それに基づきまして、公益社団法人全国都市清掃会議、こちらが発行しております工事の算定基準、見積りの設計額を設けるための基準がありますけれども、これに基づいて、あくまでもまたこちらで設計額を設けるために、再度審査しながらつくり上げていきます。

○議長（銘苅哲次）

ほか、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第 13 号 工事請負契約の締結について採決いたします。
本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18、同意第 1 号 上程、質疑、討論、採決

○議長(銘苅哲次)

日程第 18、同意第 1 号 南部広域行政組合教育委員会教育長の任命について議題といたします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(仲間智紀)

同意第 1 号 南部広域行政組合教育委員会教育長の任命について。

教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、同意を求める。

氏名、金城郡浩。

職業、南風原町教育長。

任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで。

令和 7 年 2 月 14 日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。

金城郡浩教育長の組合任期満了に伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページに略歴書を、3 ページに今年度より教育長の就任に当たっての所信表明文をおつけしてございます。

以上で説明を終わります。

○議長(銘苅哲次)

これで同意第 1 号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

討論なしと認めます。

これより同意第 1 号 南部広域行政組合教育委員会教育長の任命について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18、同意第 1 号 上程、質疑、討論、採決

○議長(銘苅哲次)

日程第 19、同意第 2 号 南部広域行政組合教育委員会教育委員の任命について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(仲間智紀)

同意第 2 号 南部広域行政組合教育委員会教育委員の任命について。

教育委員会教育委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

4 条第 2 項の規定により、同意を求めます。

氏名、垣花英正。

職業、与那原町教育長。

任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで。

令和 7 年 2 月 14 日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由。

垣花英正教育委員の組合任期満了に伴い、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページに略歴書をおつけしてございます。

先ほどの教育委員会と同様、任命に当たりましては、島尻地区教育長会の中で審議をされ、推薦をされております。

よろしくお願いいたします。

○議長（銘苅哲次）

これで同意第 2 号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより同意第 2 号 南部広域行政組合教育委員会教育委員の任命について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（銘苅哲次）

以上で本日の議案審議につきましては終了いたしますが、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

◎閉会

○議長（銘苅哲次）

以上で本日の日程は全て終了となりました。

これにて、令和 7 年第 1 回南部広域行政組合議会定例会を閉会します。

（閉会時刻：12 時 43 分）

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長	銘 荊 哲 次
12 番	喜 納 昌 盛
13 番	伊 計 裕 子

